様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年1月8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃみついすみともぎんこう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社三井住友銀行  （ふりがな）　　　　　　　　　　ふくとめ　あきひろ  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　　　福留　朗裕  住所　〒100-0005  東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  法人番号　　　　5010001008813  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | １．ホームページ（理念体系）  ２．ホームページ（DXの推進） | | 公表日 | １．2022年3月16日  ２．2023年2月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. ホームページ（理念体系）   「ホーム」→「企業情報」→「理念体系」  <https://www.smbc.co.jp/aboutus/profile/principles.html>  ２．ホームページ（DXの推進）  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「DXの推進に向けて」および「DXビジョン」  <https://www.smbc.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | １．ホームページ（理念体系）  企業経営の方向性について、中長期的に目指す「ビジョン」として、以下を公表。  「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」  ２．ホームページ（DXの推進）  上記ビジョンを実現するために、デジタル技術の活用における当行が進むべき３つの方向性として、以下を公表。  「ビジョンを達成するためのデジタル技術の活用の方向性として、(1)情報産業化、(2)プラットフォーマー、(3)ソリューションプロバイダーの3つを定め、これに基づき様々なDXの取組を進めています。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | １．２．について、  取締役会決議に基づき、2023年度からの中期経営計画として、ビジョンとそれを実現するための方向性を策定したもの。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | １．ホームページ（DXの推進） | | 公表日 | １．2023年2月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | １．ホームページ（DXの推進）  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「DX推進方針」  <https://www.smbc.co.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | 社内DX推進に関する主要戦略として、ホームページ上で以下を公表。  １．ホームページ（DXの推進）「DXの推進方針」  「弊行は親会社の三井住友フィナンシャルグループと一体となってDXを推進するため、以下の取組を進めて参ります。   * オープンイノベーション等の活用による各種デジタルプラットフォームをはじめとする新たなサービスの創出 * 個人・法人向け双方のデジタルサービスの強化によるビジネスの生産性向上とソリューション強化 * ITを活用した業務・事務の改善・効率化などによる生産性の向上 * 社内基幹システムの高度化や次世代システムの構築等、データを活用したデジタル戦略加速のための積極的なIT投資 * 業務ごと・地域ごとに異なる規制へのシステム対応や、スピード感ある戦略をグループ最適で推進するためのグループ・グローバルITガバナンス * 重要インフラサービスに深刻な影響を与えるサイバー脅威のリスクに対応するためのサイバーセキュリティの強化 * デジタル社会の持続的成長を支える人材育成   」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | １．について、  取締役会決議に基づき、中期経営計画を策定。その方針に沿った取組をホームページ上で公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．ホームページ（DXの推進）  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「推進体制」および「社内での取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 設問(２)の戦略推進に取り組む体制・組織および人材の育成・確保についてホームページ上で公表。  以下、抜粋。  １．ホームページ（DXの推進）  「推進体制」  「弊行(及びSMBCグループ)のデジタル・IT戦略推進は、コーポレートスタッフ部門にシステム統括部、サイバーセキュリティ統括部、データマネジメント部を設置し、システム・セキュリティ・データ等に関連するインフラやガバナンス等の管理・統括を行うと共に、DX推進に関しては、同じくコーポレートスタッフ部門に「デジタル戦略部」を、ホールセール事業部門に「法人デジタルソリューション部」を設置し、両部から構成される「デジタルソリューション本部」が統括する体制としています。  加えて、各事業部門においても、自らDXおよび既存事業の変革に取組んでおり、デジタル推進を特定部署や専担部署で行うのではなく、すべてのグループ会社及び事業部門で、デジタルを推進することを徹底しています。一例として、リテール事業部門では、リテールIT戦略部等を設置し、リテール分野におけるDXを強力に推進しております。」  「社内での取り組み」  「SMBCのDXを担う人材の育成を目的として、2016年から全従業員を対象としたDXスキル学習プログラム「デジタルユニバーシティ」を設置、スキル習熟度別に多面的なDX関連スキルの学習機会を提供し、従業員の自律的なリスキリングへ活用しています。」 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | １．ホームページ（DXの推進）  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「社内での取り組み」 | | 記載内容抜粋 | （２）のDX戦略を推進するための情報処理技術活用環境整備に向けた方策をホームページ上で公表。  以下、抜粋。  １．ホームページ（DXの推進）  【経営情報システム(MIS)高度化とデータの利活用】  「多面的な経営情報（管理会計、財務会計、リスク管理）を迅速に把握するための経営情報システム（MIS：Management Information System）の高度化により、データを用いた経営管理の高度化、分析の推進など「データ利活用の強化」、そして、データ品質の管理、データ利活用人材の育成などの「データガバナンスの強化」に継続的に取り組んでいます。」  【デジタル時代を支える次世代勘定系システムの構築】  「技術の進展に伴うデジタルチャネルの更なる活用やデータを活用したビジネスの必要性の高まりに対応するため、安定的かつ将来の変化に柔軟に対応可能な次世代の勘定系システムを構築してまいります。  次世代勘定系システムでは、①情報産業化を加速するための、先進デジタル技術を活用しデータのリアルタイム分析等を可能とするオープン系プラットフォームの構築と内外システムとのデータ連携のためのAPI連携機能の整備、②サービスレベルの大幅な向上と業務プロセスの抜本的変革、③更なる安定性と性能の向上、を実現いたします。」 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | １．ホームページ（DXの推進）  ２．ホームページ（SMBCグループ IR Day2023資料）  ３．ホームページ（SMBCグループの経営戦略） | | 公表日 | １．2024年12月11日  ２．2023年8月25日  ３．2024年2月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | １．ホームページ（DXの推進）  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「弊行が目指す指標」  <https://www.smbc.co.jp/dx/>  ２．ホームページ（SMBCグループ IR Day2023資料）  「ホーム」→「株主・投資家の皆さま」→「決算関係情報・IR資料室」→「IRイベント・プレゼンテーション」→「2023年8月25日SMBCグループ IR Dayプレゼンテーション資料」の4,9ページ  <https://www.smfg.co.jp/investor/financial/small/pdf/20230825irday_pre01.pdf>  ３．ホームページ（SMBCグループの経営戦略）  「ホーム」→「株主・投資家の皆さま」→「決算関係情報・IR資料室」→「個人投資家向け説明会」→「2024年2月SMBCグループの経営戦略」の42ページ  <https://www.smfg.co.jp/investor/kojin/pdf/material_202402.pdf> | | 記載内容抜粋 | （２）の戦略達成状況に係る指標についてホームページ上で公表。  以下、抜粋。  １．ホームページ（DXの推進）  「・Oliveアカウント開設数  ・軽量化店舗「ストア」拠点数  ・国内のビジネスモデル改革による削減コスト」  具体的な数値目標については、当行を主要子会社とする持株会社である三井住友フィナンシャルグループのホームページ上で、投資家向け説明資料にて公表。  以下、抜粋。  ２．ホームページ（SMBCグループ IR Day2023資料）  「・Oliveアカウント開設数 27年度末累計(23年3月リリース後5年間累計)1,200万口座  ・ストア拠点数 23-25年度250拠点」  ３．ホームページ（SMBCグループの経営戦略）  「・国内のビジネスモデル改革によるコスト削減 23-25年度600億円」 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年2月14日 | | 発信方法 | ホームページ  「ホーム」→「DXの推進」ページ内の「DXの推進に向けて」  <https://www.smbc.co.jp/dx/> | | 発信内容 | 頭取 CEO（代表取締役）によるDXの推進に関するメッセージをホームページ上で公表。  以下、抜粋。  「成熟期を迎えた国内と、今なお成長を続ける海外。デジタル技術活用機会の拡大と、セキュリティ対応の強化。DX推進の必要性と、なお過半を占める既存IT領域の重要性等、様々な領域で多様化が進み、変化の激しい環境に対応するため、弊行は“両利き”のデジタル・IT戦略を推進しています。  「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」を目指すというグループビジョンをしっかり再確認し、Five Values（Integrity、Customer First、Proactive & Innovative、Speed & Quality、Team “SMBC Group”）に徹底して磨きをかける経営を行うことで、お客さまに提供する付加価値を最大化して参ります。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2001年9月　～　継続実施中  毎年原則半期ごとに実施 | | 実施内容 | 頭取が指名する経営会議役員で構成され、半期ごとに開催するシステム戦略会議において、システムリスクやサイバーセキュリティに関する環境変化や課題認識を報告し、頭取を始めとするメンバーが課題の把握および方針の決定を実施。 |     　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | １．2008年11月　～　継続実施中  ２．2017年9月　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策として、以下の取組を実施。  １．システムリスク評価・対策  サイバーセキュリティリスクを含めたシステムリスクを管理する規定として、システムリスク管理規程（システムセキュリティ管理規則、システム企画開発規則、システム障害対策規則、サイバー攻撃対策規則他）を制定し、これらの規定の中で定めるセキュリティ基準に従い、行内の各システムについて年次でのシステムリスク評価を実施し、基準に満たない項目をリスクとして認識し、基準達成に向けた対策を計画し、予算を確保した上でシステムの改修等を実施。対策の実施状況確認のため、定期的に内部監査を実施している。  ２．第三者評価  上記に加え、サイバーセキュリティに関するグローバル標準である、FFIEC（米国連邦金融機関検査協議会）策定のCybersecurity Assessment Toolに基づき、外部の監査法人による第三者評価を実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。